

特許庁委託 平成 24 年度産業財産権制度各国比較調査研究等事業

知的財産と遺伝資源の保護に関する各国調査研究
報告書

平成 25 年 2 月

一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

AIPPI・JAPAN

4. 8 パナマ

中濱 明子

(1) 遺伝資源の出所開示要件に関する法制度

パナマの法制度では、パナマ知的財産庁のみならず他国の特許庁に提出される特許出願に際しても、さらに、特許のみならずパナマで取得された遺伝資源の使用を記載して公表されるもの全てにおいて、出所開示が要求されることになっている。

ア) 出所開示要件に関する法制度

パナマ共和国環境法(No.41)第 71 条(後述)の施行規則No. 25(以下、規則No. 25)に、出所開示の規定がおかれている。⁴⁰

規則 No. 25 の第 19 条には、アクセス申請者に課せられる義務が規定され、それらの義務は遺伝資源等へのアクセス契約に含まれる。

<規則 No. 25> 1998 年 7 月 1 日のパナマ共和国環境法(No.41)第 71 条を施行する
2009 年 4 月 29 日の規則 No. 25 >

Executive Decree No. 25⁴¹

Article 19. All Access Contracts shall include the following obligations to the State:

---すべてのアクセス契約は、国家に対して、以下の責務を含まなければならない。

e) To declare the origin and provenance of the genetic resources in all publications or summaries which incorporate the genetic and/or biological resource collected.

---すべての書類あるいはコレクトした遺伝又は生物の資源に係る要約に、その遺伝資源の出所又は起源を宣言すること

g) To present Certification of the origin and provenance of the genetic material, genetic and/or biological resource used in the development of the invention in all patent requests submitted to the Directorate General of the Industrial Property Registry of the Ministry of Commerce and Industries and/or any patent office of the member nations of the World Intellectual Property Organization (WIPO).

商務省の工業所有権登録局とすべての WIPO 加盟国の特許庁に提出した要件を満たす特許において、発明に使われる遺伝物質の出所又は起源を証明書として開示すること

⁴⁰ 従前は Executive Decree No. 257 of October 17, 2006 が、環境法 No.41 第 7 1 条の実施のための詳細を規定していたが、2009 年の規則 No. 25 により改正された。

⁴¹ UNARGEN ウェブサイトの英訳

http://www.anam.gob.pa/index.php?option=com_content&view=article&id=268&Itemid=479&lang=es(最終アクセス日：2013 年 2 月 27 日)

イ) 開示事項

出所開示については、第 19 条 e)で、遺伝資源の出所と由来を、当該採取された遺伝・生物資源を取り入れた全ての刊行物又は一覧において宣言する義務が規定される。

さらに、第 19 条 g)では、パナマ知的財産庁及び又は他の WIPO 加盟国の特許庁に提出される全ての特許出願に際して、発明に使用された遺伝・生物資源又は材料についての出所と由来の証明書を提示する義務が規定される。

ウ) 開務違反に対する措置・罰則

文献調査を行ったが、関連資料を発見することができなかった。

エ) その他関連条文

パナマ共和国環境法(No.41)第 63 条は、先住民保護区及び自治区の天然資源を利用・採取する際には、該当する法律を遵守し、先住民の代表者らと協力し、ANAM の指定する規範に従って、資源の保護及び保全がなされなければならないと規定する。

パナマ共和国環境法(No.41)第 VII 章「保留地及び先住民」:第 96-105 条は、先住民テリトリー内の天然資源へのアクセスには、ANAM が調整役として、先住民らの伝統を十分に尊重しつつ、先住民コミュニティの代表者らとの間の協議(PIC 及び利益配分の契約を含む)を行うべきことが規定される。

先住民らの伝統的知識、新奇な技術や慣習の保護については、さらに、以下の法律 No.20 と規則 No.12 に規定があるが、これらの法律は、(生物多様性関連の伝統的知識にも関連する部分もあるが)フォークロア及び他の文化的表現として伝承される多岐にわたる事項を対象としており、登録制度により伝統的知識の保護を図ろうとするものである。先住民らの権利の侵害には刑罰が適用される。

<先住民の文化的アイデンティティ及び伝統的知識の保護と防御のための団体的知的財産権のための特別制度についての法律 No.20>

(Law No. 20 of June 26, 2000 on Special System for the Collective Intellectual Property Rights of Indigenous Peoples for the Protection and Defense of their Cultural Identity and their Traditional Knowledge)

<先住民の文化的アイデンティティ及び伝統的知識の保護と防御のための団体的権利を司る特別な知的財産権制度についての法律 No.20 を施行し、及び他の法律条項を制定する規則 No.12>

(Executive Decree No. 12 of March 20, 2001 regulating Law No. 20 of June 26, 2000 on the Special Intellectual Property Regime governing the Collective Rights of Indigenous Peoples for the Protection and Defense of their Cultural Identity and their Traditional Knowledge, and enacting other provisions)

<http://www.wipo.int/wipolex/en/details.jsp?id=3397>

(2) 遺伝資源の出所開示要件に関する法制度の運用

ア) アクセス承認機関

環境庁(ANAM : La Autoridad Nacional del Ambiente) が遺伝及び生物資源(ヒト由来のものを除く)へのアクセスを総轄する(パナマ共和国環境法(No. 41)の第 71 条, 規則 No. 25 第 4 条)。

<1998 年 7 月 1 日のパナマ共和国環境法(No.41)>(AIPPI 仮訳)

第 71 条

環境庁(ANAM)を、この法律で規定されるとおりの、知的所有権に関し、ヒトを除く、生物遺伝資源一般のアクセスと使用を標準化・規制・支配する権限を有する機関とする。ANAM は、この責務を果たすため、法律文書又は経済的仕組みを創り、導入する。天然資源を使用する権利は、権利者がその中に含まれる遺伝資源を使用することを是認するものではない。

<http://www.wipo.int/wipolex/en/details.jsp?id=11839>

イ) アクセス機関の役割

生物・遺伝資源アクセスのための申請の処理と契約に関する具体的事項は、環境庁(ANAM)内の国立保護区及び野生生物部の一部局である「遺伝資源へのアクセスのためのユニット(Unidad de Acceso al Recurso Genético - UNARGEN)」が担当する(規則 No. 25 第 5 条及び 6 条)。

<規則 No. 25>(AIPPI 仮訳)

第 6 条 UNARGEN の役割は以下である：

- a) 遺伝及び又は生物資源へのアクセス；商用、工業用及び非商用目的の採集、CITES 監督下の、及び野生生物及び生物多様性の要素の使用を意味する他の全ての目的のための全ての種類の研究の、全ての申請を、受理し、処理して認可又は拒絶すること
- b) 遺伝及び又は生物資源の出所又は由来の証明書を発行すること、この証明書はアクセス承認に関する全ての文書、及び新たな採集、譲渡又は契約のための次の申請に添付される。
- c) Material Transfer Agreements 及び Free Prior Informed Consent の記録を維持すること。
- d) 合意された約束の履行を監督すること。
- e) 関係する当事者間の機密事項、あるいは、特許可能と考えられる事項又は国家安全上の事情が漏えいしないように配慮しつつ、許可された研究の実行状況の要約を年一回公表すること。
- f) 許可若しくは拒絶されたか又は処理中のアクセス申請、及び半年間に受理された科学的・学術的又は商用目的の輸入/輸出の申請、又は他の興味深いと思われる情報に

ついて、公報を年二回作成して刊行すること。

- g) 通商上の認可における国家の後の権利及び要求を保護するために、野生の植物相及び動物相の種の輸出を監督すること。
- h) 権限を有する当局と協力して、海洋及び海岸の遺伝及び又は生物資源へのアクセスの認可、契約又は同意の履行を監視すること。
- i) 申請当事者と提供者の間のアクセスの契約及び利益配分の契約の誠実な履行を監督すること。
- j) 申請者とアクセス契約について交渉すること。

<http://www.wipo.int/wipolex/en/details.jsp?id=11838>

ウ) アクセス申請・承認手続き

遺伝・生物資源へのアクセスの申請・承認手続きに関しては、主に、規則 No. 25 において規定されている。

<規則No.25>⁴²

規則 No.25 の第 I 編「総則」の第 II 章(第 3 条)では用語が定義される。UNARGEN が発行する、遺伝・生物資源の出所又は由来の証明書(Certificate of Origin or Provenance)は、ANAM による法的な承認(legal recognition)とされる。アクセス承認に関する全ての文書、及び新たな採集、譲渡又は契約のための次の申請に、この証明書が添付される(上述した第 6 条 b)。

規則 No.25 の第 II 編「遺伝・生物資源のドメイン及び使用」の第 I 章(第 14-17 条)は、遺伝・生物資源へのアクセスの申請について規定する。申請書は宣誓書の形で署名されて UNARGEN に提出される(第 14 条)。

規則 No.25 の第 II 編の第 II 章(第 18-22 条)は、アクセス契約について規定する。アクセス契約は、ANAM によって代表されるパナマ国とアクセス申請者との間で締結される(第 18 条)。第 19 条には、契約に含まれる国家への義務が規定され、それらには出所開示の義務が含まれる(上述した第 19 条 e, g)。申請者と遺伝・生物資源の提供者との間の契約は、アクセス契約書の署名よりも前に、UNARGEN に伝達されなければならない。

規則 No.25 の第 II 編の第 III 章(第 23-28 条)は、事前同意(FPIC: Free Prior Informed Consent)について規定する。アクセス申請には、提供者の FPIC が必要である(第 23-25 条)。FPIC は、アクセス契約への署名よりも前に UNARGEN に伝達されなければならない(第 26 条)。

規則 No.25 の第 II 編の第 IV 章(第 29-33 条)は、譲渡について規定する。遺伝・生物資源を ex situ 条件で保有する者は、その旨を UNARGEN に申告し、管理責任を負うことを約束する。ex situ 生物材料の譲渡は UNARGEN に登録されなければならない。譲渡の許可には、提供者と受容者の間で Material Transfer Agreement への署名が必要である。遺伝・生物資源へのアクセス契約が先住民の知識、革新、伝承技術へ

⁴² 規則 No.25 の英訳は UNARGEN ウェブサイト (脚注 2) からダウンロード可能(最終アクセス日: 2013 年 2 月 27 日)

のアクセス及び譲渡を伴う場合、知的財産に係わる利益の側面を考慮した FPIC をアクセス契約に添付する。遺伝・生物資源の譲渡のための料金は、ANAM による行政処分により決定される。

規則 No.25 の第Ⅱ編の第Ⅴ章(第 34-36 条)は、伝統的知識の分類と登録、PIC、利益配分について規定する。

規則 No.25 の第Ⅲ編「給付契約及び利益の配分」(第 39-44 条)は、金銭的及び非金銭的利益、知的財産、ロイヤルティー、その他の便益の供与の契約について規定する。

規則 No.25 の第Ⅳ編第Ⅱ章「アクセス契約の破棄」(第 48 条)、第Ⅲ章「制裁」(第 49-50 条)は、遵守のための仕組みとして、アクセス契約の破棄及び制裁について規定する。

(3) 出所開示要件の実施・運用状況

【関連資料発見できず。】

(4) 企業の実情と意見

【関連資料発見できず。】



**DIRECCIÓN DE ÁREAS PROTEGIDAS Y VIDA SILVESTRE
UNIDAD DE ACCESO A RECURSOS GENÉTICOS**

Solicitud Marco de Acceso a Recursos Genéticos y Biológicos

PARA USO OFICIAL DE LA UNARGEN			
Solicitud No.		Firma del Funcionario que recibe	
Fecha:			
PARA USO DEL SOLICITANTE			
<u>NOMBRE DEL PROYECTO DE INVESTIGACIÓN</u>			
Nombre del solicitante			
Nacionalidad			
Número de cédula o pasaporte			
Dirección permanente			
País		Provincia	
Distrito		Apdo. Postal	
Teléfonos			
Correo electrónico			
Investigador Extranjero Responsable			
Dirección Permanente:			
Teléfonos:			
Correo electrónico:			
Nombre del representante legal nacional			
Dirección Permanente			
Teléfonos			
Correo electrónico			
Institución que respalda en Panamá			
Dirección Permanente			
Teléfonos			
Correo electrónico			
Institución Nacional Contraparte			
Dirección Permanente			
Teléfonos			
Correo electrónico			
Investigador Nacional Responsable			
Dirección Permanente			
Teléfonos			
Correo electrónico			

Albrook, Panamá, Rep. de Panamá
Edificio Plaza Albrook, primer piso, local #17
Tel.:500-0878 / fax: 500-0913, email: unargen@anam.gob.pa

⁴³ 下記 URL より入手可能

http://www.anam.gob.pa/index.php?option=com_content&view=article&id=219&Itemid=393&lang=es(最終アクセス日 : 2013 年 2 月 27 日)

SOLICITUD MARCO DE ACCESO A RECURSOS GENÉTICOS Y BIOLÓGICOS**DATOS SOBRE EL PROYECTO DE INVESTIGACIÓN**

1.	Objetivos de la investigación: (adjuntar copia de la investigación)
2.	Especifique el género, especie, familia y cantidad del recurso para el cual se solicita el acceso
a.	Colecta:
b.	Marcado:
c.	Observación
d.	Otros: (especificar)
3.	Sitio exacto donde se ubica el recurso. <i>(Cuando se trate de un Área Protegida bajo administración externa de la ANAM, será requisito indispensable presentar el permiso de acceso al área)</i>
a.	Provincia:
b.	Distrito:
c.	Coordenadas geográficas:
d.	Área Protegida:
e.	Comunidades Indígenas:
f.	Comunidades Locales:
g.	Área del Canal de Panamá:
h.	Área fronteriza:
i.	Colección ex situ:
j.	Área Marina:
k.	Área Costera:
l.	Área bajo régimen especial:
m.	Tierras fiscales:
n.	Tierras privadas:
4.	Metodología a utilizar
5.	Tecnología utilizada para el procesamiento de la muestra
6.	Cronograma de Trabajo
a.	Etapas previstas para las colectas y/o el análisis de muestras:
b.	Transferencias previstas a centros internacionales- socios de la investigación:
7.	Equipo de investigadores nacionales e internacionales responsables de las colectas:
8.	Posibles riesgos de impacto ambiental o cultural que se deriven del acceso o extracción continua del recurso
9.	¿De qué manera la investigación contribuye a la sostenibilidad de los ecosistemas y conservación del (los) recurso (s)?

Albrook, Panamá, Rep. de Panamá
 Edificio Plaza Albrook, primer piso, local #17
 Tel.:500-0878 / fax: 500-0913, email: unargen@anam.gob.pa

SOLICITUD MARCO DE ACCESO A RECURSOS GENÉTICOS Y BIOLÓGICOS

10.	¿Conoce usted de otros proyectos en Panamá o a nivel internacional con objetivos similares?
11.	¿Cual es el monto del total del proyecto?
12.	¿Cuenta usted con el Consentimiento Libre Informado Previo?

Nota: para la elaboración del cronograma de trabajo, tomar en consideración que la UNARGEN contará con un plazo de cuarenta y cinco (45) días hábiles a partir de la fecha de recibo de la solicitud para dar respuesta a las solicitudes de permisos de acceso. Período que comprende toda la tramitación de la solicitud hasta el otorgamiento o denegación del permiso. La UNARGEN hará los esfuerzos necesarios para darle respuesta a su solicitud de la manera más rápida posible dependiendo del tipo de permiso solicitado, de la complejidad de la investigación a realizar, de que la información suministrada por los investigadores esté correcta y del volumen de solicitudes presentadas.

Declaro bajo juramento que la información suministrada es verdadera.

Firma del solicitante

C.I.P o Pasaporte: _____

DIRECCIÓN DE ÁREAS PROTEGIDAS Y VIDA SILVESTRE
UNIDAD DE ACCESO A RECURSOS GENÉTICOS

Corrección

Nota: Completar sólo el número de la solicitud original, los datos del solicitante y la información que deba corregir, lo demás por favor dejarlo en blanco.

PARA USO OFICIAL DE LA UNARGEN			
Solicitud No.		Firma del Funcionario Receptor	
Fecha:			
PARA USO DEL SOLICITANTE			
<u>NOMBRE DEL PROYECTO DE INVESTIGACIÓN</u>			
Nombre del solicitante			
Nacionalidad			
Número de cédula o pasaporte			
Dirección permanente			
País		Provincia	
Distrito		Apdo. Postal	
Teléfonos			
Correo electrónico			
Investigador Extranjero Responsable			
Dirección Permanente:			
Teléfonos:			
Correo electrónico:			
Nombre del representante legal nacional			
Dirección Permanente			
Teléfonos			
Correo electrónico			
Institución que respalda en Panamá			
Dirección Permanente			
Teléfonos			
Correo electrónico			
Institución Nacional Contraparte			
Dirección Permanente			

Teléfonos	
Correo electrónico	
Investigador Nacional Responsable	
Dirección Permanente	
Teléfonos	
Correo electrónico	

DATOS SOBRE EL PROYECTO DE INVESTIGACIÓN

1.	Objetivos de la investigación: (adjuntar copia de la investigación)
2.	Especifique el género, especie, familia y cantidad del recurso para el cual se solicita el acceso
a.	Colecta:
b.	Marcado:
c.	Observación
d.	Otros: (especificar)
3.	Sitio exacto donde se ubica el recurso. <i>(Cuando se trate de un Área Protegida bajo administración externa de la ANAM, será requisito indispensable presentar el permiso de acceso al área)</i>
a.	Provincia:
b.	Distrito:
c.	Coordenadas geográficas:
d.	Área Protegida:
e.	Comunidades Indígenas:
f.	Comunidades Locales:
g.	Área del Canal de Panamá:
h.	Área fronteriza:
i.	Colección ex situ:
j.	Área Marina:
k.	Área Costera:
l.	Área bajo régimen especial:
m.	Tierras fiscales:
n.	Tierras privadas:
4.	Metodología a utilizar

5.	Tecnología utilizada para el procesamiento de la muestra
6.	Cronograma de Trabajo
	a. Etapas previstas para las colectas y/o el análisis de muestras:
	b. Transferencias previstas a centros internacionales- socios de la investigación:
7.	Equipo de investigadores nacionales e internacionales responsables de las colectas:
8.	Posibles riesgos de impacto ambiental o cultural que se deriven del acceso o extracción continua del recurso
9.	¿De qué manera la investigación contribuye a la sostenibilidad de los ecosistemas y conservación del (los) recurso (s)?
10.	¿Conoce usted de otros proyectos en Panamá o a nivel internacional con objetivos similares?
11.	¿Cual es el monto del total del proyecto?
12.	¿Cuenta usted con el Consentimiento Libre Informado Previo?

Nota: para la elaboración del cronograma de trabajo, tomar en consideración que la UNARGEN contará con un plazo de cuarenta y cinco (45) días hábiles a partir de la fecha de recibo de la solicitud para dar respuesta a las solicitudes de permisos de acceso. Período que comprende toda la tramitación de la solicitud hasta el otorgamiento o denegación del permiso. La UNARGEN hará los esfuerzos necesarios para darle respuesta a su solicitud de la manera más rápida posible dependiendo del tipo de permiso solicitado, de la complejidad de la investigación a realizar, de que la información suministrada por los investigadores esté correcta y del volumen de solicitudes presentadas.

Declaro bajo juramento que la información suministrada verdadera.

Firma del solicitante

C.I.P o Pasaporte: _____



Dirección de Áreas Protegidas y Vida Silvestre
Unidad de Acceso a Recursos Genéticos

ACUERDO AL PERMISO DE ACCESO A LOS RECURSOS GENÉTICOS Y BIOLÓGICOS DE
PANAMÁ

Yo, _____
Responsable de la investigación _____, con (Reg.
No. _____) según lo dispuesto en las Normativas Generales para el Permiso de Acceso,
me comprometo a:

- Reconocer los derechos inalienables del Estado panameño sobre todos los recursos colectados en función de la investigación propuesta.
- Dejar constancia del Origen panameño del recurso en publicaciones y patentes de invención u otros instrumentos de propiedad intelectual del Origen panameño del recurso.
- Reconocer los derechos del Estado panameño como copartícipe de los beneficios que se deriven de este acceso.
- Descargar de cualquier responsabilidad al Estado panameño por daños o perjuicios causados a terceros por el acceso autorizado.
- Presentar el informe detallado de colecta, previo o anexo a la solicitud de exportación.
- Presentar anualmente informes sobre el cumplimiento de los contratos de beneficio asumidos con el Estado; con terceras partes; con las comunidades indígenas o locales; con las partes bajo régimen especial.
- Presentar el Informe Final en formato digital y dos copias en idioma español.
- Presentar nota de entrega del museo o herbario (lo acepte o no), como requisito para la exportación.
- Proceder al reintegro del material genético en coordinación con la UNARGEN.

⁴⁴下記 URL より入手可能

http://www.anam.gob.pa/index.php?option=com_content&view=article&id=219&Itemid=393&lang=es(最終アクセス日：2013年2月27日)

- Solicitar autorización, a la Autoridad Nacional del Ambiente para cualquier actividad posterior, no descrita en la solicitud de acceso.

El incumplimiento de las cláusulas establecidas en este acuerdo, es causal de cancelación temporal o definitiva del permiso de acceso y le impedirá obtener un nuevo permiso.

(Firma)

Panamá

C.I.P. o No. Pasaporte: _____

Vo. Bo. de Institución que respalda en

7. 2 出所開示要件の制度・運用・実施状況概括表

	特許法	対象の発明	出所開示要件	開示のレベル	違反への措置	アクセス機関
アンデス共同体	決定第 486 号	遺伝資源又は加盟国のいずれかが原産地国であるものからなる生産物から得られた、又は発展したもの	国家を代表する国の管轄当局及び当事者との間で、アクセスするための条件を定める契約。	特許出願時にアクセス契約書のコピーを添付	アクセス契約書のコピーを提出しないと、特許無効にされる。	なし
ペルー	同上	同上	同上	同上	同上	なし(設立予定)
ボリビア	同上	同上	同上	同上	同上	環境省(MSDE)
コロンビア	同上	同上	同上	利用契約書の登録番号を提出	同上	環境省
エクアドル	同上	同上	同上	特許出願時にアクセス契約書のコピーの添付	同上	国家環境局
ブラジル	決議 207 号 2009 年	遺伝を構成する要素の試料へのアクセスの結果として、その目的が達成された発明	特定の様式 I に遺伝材料の出所を記載し、該当する場合は、対応するアクセス認可番号を特許庁に報告しなければならない。	遺伝資源の原産国の開示 ブラジルが原産国の場合は、適正にアクセスされた証拠	開示又はアクセス認可がない場合は、特許無効にされる。 違反行為又は不作為には、違反のレベルに応じて、警告、罰金、関連製品の没収、取引の停止、特許の取り消しの行政措置が行われる。	遺伝資源管理委員会 (CGEN)
コスタリカ	なし	生物多様性の構成要素に関係した革新に対して知的財産権や産業財産権の保護を求めるもの(生物多様性法(No.7788)第 80 条)	国家種苗局及び知的・産業財産登記所は、委員会の技術事務局に、事前に諮問することを義務づけている。	特許の保護を付与する前に、原産地証明と PIC の存在が要求される。	技術事務局が特許出願に反対する場合は、出願者に通知し、30 日以内に回答を要求する。 期間内に出願者が不履行の場合は、罰金が科せられる。	国家生物多様性管理委員会(CONAGEBIO)
パナマ	なし	環境法 No.41 第 71 条及び施行	・すべての書類あるいは採取し	・使用した遺伝・生物資源が掲	明らかではない。	環境庁(ANAM)

	特許法	対象の発明	出所開示要件	開示のレベル	違反への措置	アクセス機関
		規則 No. 25 において、「遺伝・生物資源又は材料が使用されたすべての発明」と規定している。	た遺伝又は生物の資源に関する要約に、その遺伝資源の出所又は起源を宣言する。 ・発明に使われる遺伝物質の出所又は起源を証明書として開示する。	載されている全ての刊行物又は一覧表 ・発明に使われる遺伝・生物資源又は材料についての出所、又は起源の証明書の提示		
ベネズエラ	なし	なし	なし	なし	なし	環境・天然資源省の遺伝資源アクセス委員会
EU	EU バイオ指令の前文 Recital 27	動植物由来の生物材料又は発明に当該材料を使用するもの	原産地に係る情報を知っているときは、必要に応じて、特許出願にその情報を含める。	なし	出所開示の有無等は、出願審査及び付与された特許権の有効性に影響を与えない。	なし
ベルギー	第 15 条 第 1 項	植物又は動物由来の生物材料に基づく発明	原産地を知っている場合には、原産地に係る記載	所定の様式に記載	なし	なし
デンマーク	施行規則 第 3 条 第 4 項	植物又は動物の生物材料に係る発明又は使用する発明、又は遺伝資源の派生物に基づく発明	出願人が認知している材料の地理的な出所に関する情報	開示形式に関して、出願人は自由に記述すればよい。 不知の場合は、この旨を出願書類に記載する。	出所開示がないことによって特許権の有効性が損なわれることはない。	National Forest and Nature Agency (NFNA)
ドイツ	第 34a 条	植物又は動物由来の生物材料に基づく発明、又は発明に当該材料を使用する発明	原産地に係る情報を知っているときは、特許出願にその情報を含める。	出願書類の所定の欄に記入	出願の審査又は特許権の有効性は、影響を受けない。	なし
イタリア	法律第 78 号 第 5 条	発明の基礎となる動物、植物由来の生物材料、ヒト由来の生物材料、微生物又は遺伝子組換え	1.動物又は植物由来の場合：動物/植物の種、動物/植物の提供国、並びにその他の情報	左記 1.の場合：発明者又は出願人により署名した宣言書 左記 2.の場合：使用に同意した	出所の記載がない場合には産業財産権の登録簿に注釈が施される。	なし

	特許法	対象の発明	出所開示要件	開示のレベル	違反への措置	アクセス機関
		生物を含む生物材料	2.ヒト由来の場合：生物材料を得た患者の事前の同意 3.微生物又は遺伝子組換え生物の場合：国内及びEUの法律に基づいて生物材料を得たこと	患者により署名された宣言書 左記3.の場合：国内及びEUの法律に基づくことを述べる発明者又は出願人により署名された宣言書		
ノルウェー	第8条b	生物学的材料又は伝統的知識に関する発明	生物学的材料、伝統的知識又は供給国に関する情報 供給国が原産国でない場合、原産国の開示	供給国の場合：供給国の情報、又は使用に関する事前の同意 原産国でない供給国の場合：原産国の記載又は原産国の事前の同意 ヒト由来の場合：提供したヒトがその材料の使用に関する同意をしているか否かの開示	情報開示義務は、特許出願の手続や登録特許の権利の有効性には影響を与えない 開示義務不履行の場合には、罰金又は2年未満の禁固刑が科せられる。	なし
ポルトガル	なし	なし	なし	なし	なし	農業開発省と水産省、水産養殖省
ルーマニア	なし	なし	なし	なし	なし	なし
スウェーデン	特許法施行令第5条a	植物又は動物を由来とする生物材料に関する発明	生物材料の地理的出所についての情報	出所が不知の場合、その旨の記載(ヒトの遺伝資源を除く。)	出願の手続や特許権の有効性に影響を与えない。	なし
スイス	第49a条	遺伝資源に直接基づいている発明	遺伝資源を提供している国又は伝統的知識の起源である先住民又は地域社会を、出所情報として開示することが必要	原産国、遺伝資源提供国、遺伝子データベース、動・植物園等を含む。不知の場合、その旨を宣言する	要件を満たさない、補正期間内に補正しない場合は、出願を拒絶する。不当の不知に関する宣言は、10万フランの罰金	なし
ニュージーランド	なし	なし	なし	なし	なし	なし

	特許法	対象の発明	出所開示要件	開示のレベル	違反への措置	アクセス機関
中国	第三次改正 第5(2)条, 第 26(5)条	遺伝資源に依存して完成した 発明	出願書類への遺伝資源の直接 的由来と原始的由来の説明, 原始的由来を説明できない場 合, その理由の陳述	遺伝資源に依存していること を願書に説明し, 所定の様式に 記入しなくてはならない。	開示義務不履行の場合は, 拒絶 の理由となる。遺伝資源の不正 利用を伴う特許発明は, 特許権 付与後の無効理由となる。	所在地の省, 自治区, 直轄市人民政府の牧畜 獣医行政主管部門
インド	なし	生物多様性法(2003年 N0.18) 第6条に, 「インド共和国で入 手した生物資源に関する任意 の研究又は情報に基づく発明」 と規定している。	特許付与の前までに NBA から の許可を得ること	特許規則様式1において, 特許 付与の前までに国家生物多様 性局からの許可を得ることを 宣言しなければならない。	NBA の承認がない場合は, 出 願することができない。様式1 の添付がない, 又は不備などに 対して, 補正の機会を与えても 対応しない場合は, 出願を拒絶 することができる。	国家生物多様性局 (NBA)
キルギス	なし	伝統的知識の保護に関する共 和国法において, 「伝統的知識 の使用によって創作された特 許発明」と規定している	伝統的知識の由来を出願中に 開示し, 公衆に伝統的な知識の 出所を示さなければならない。	権限のある機関の登録, 又は登 録された伝統的知識に名前が 記載された証明書所有者と の合意	左記の合意がないと, 伝統的知 識を使用する権利を受けるこ とができない。	キルギス知的財産庁 伝統的知識審査部門
フィリピン	なし	共同省令第1号第26.1条(2005) において, 「生物種を収集する, あるいはそれを商業化する主 体」と規定している。	原産国の開示と生物資源探索 契約の提示	先住民文化共同体/先住民の自 由意思に基づく事前の了解	開示義務違反があった場合, 特 許無効となる。 罰則が科せられる違法行為が リストアップされる。	環境・天然資源省の下 にある「生物資源・遺 伝資源に関する省庁横 断的委員会」
タイ	なし	なし	なし	なし	なし	生物多様性局
エジプト	知的財産法 第13条	生物, 植物, 動物の産物, 又は 伝統薬の知識, 農業知識, 工業 知識, 手工業の知識, 文化遺産 又は環境遺産に係る発明	国内法の規定に従い正当な方 法でその材料を取得した出所 を利用した旨の証明	宣誓書の添付	宣誓書の添付がないと, 出願が 存在していなかったものと見 なされる。	なし

	特許法	対象の発明	出所開示要件	開示のレベル	違反への措置	アクセス機関
南アフリカ	補正第 20 号 (2005) 及び その施行規 則	固有の生物又は遺伝資源や、固 有の生物又は遺伝資源の使用、 又は先住民社会を有する知識 の由来に関するする発明	南アフリカの生物資源又は遺 伝資源又は伝統的知識若しく はその使用に基づくか又は由 来するか否かの記載	所定の様式に記載し、南アフリ カへの特許出願日から 6 ヶ月以 内に提出しなければならない。	所定の様式の提出がない場合 は、出願が受理されない。 所定の様式による虚偽の記載 があった場合は、特許を取り消 される。	環境省